

令和8年度指名停止措置一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止期間	理 由
1	(株)大林組 岐阜営業所	岐阜市吉野町6-16 岐阜スカイウォールビルディング	令和8年5月29日から 令和8年7月28日まで 2ヶ月間	(株)大林組が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」(東海旅客鉄道(株)発注)において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、同社社員が、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことについて、同社及び同社社員2名が、令和8年3月24日に鵜沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため。 不正又は不誠実な行為(別表第2第6号)
2	日本ハイウェイ・サービス(株) 八幡営業所	郡上市八幡町稲成835-1	令和8年6月5日から 令和8年8月19日まで 2.5ヶ月間	公正取引委員会は、首都高速道路(株)が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法違反第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反する行為を行ったとして、令和8年4月22日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。 独占禁止法違反行為(別表第2第2号)